

◆各種申請および届出について

世帯状況および就労状況等に変更があった場合は、下表に定める書類を、利用している保育所等、富山市子ども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課に提出してください。

下表に記載の無い変更手続き等については、各地域担当課にお問い合わせください。

※申請や届出がされないと、正しい保育料が請求されなかったり、退所をしても保育料が請求されたりすることがあります。また、過去に遡って保育料が変更され、差額を請求される可能性がありますのでご注意ください。

なお、令和3年4月から、就労証明書他において押印を不要としています。ただし、就労証明書を事業主に無断で作成、改変を行ったときには、就労証明書の押印がなくても、有印私文書偽造罪等の構成要件に該当すると認められる場合は有印私文書偽造罪等が成立しうると考えられますので、無断作成や改変等は行わないようにしてください。

1号認定、2・3号認定共通	
変更の内容	必要な提出書類
◆富山市内で転居をした	◇申請内容変更届出書
◆富山市外に転居をした（する予定）	◇特定教育・保育施設等退所届 ※富山市から転出した日の前日の属する月の月末で保育所等は退所となります。 ※転居後も引き続き富山市の保育所等を利用したい場合は、事前にお問い合わせください。
◆保育所等の利用をやめる	◇特定教育・保育施設等退所届
◆離婚をした	◇申請内容変更届出書 戸籍全部事項証明書（写し可） ※保育料が変更となる可能性があります。
◆結婚をした	◇申請内容変更届出書 結婚相手の保育ができない証明書（2・3号認定のみ） ※保育料が変更となる可能性があります。
◆離婚・結婚以外の理由で同居家族が増減した	◇申請内容変更届出書 ※保育料が変更となる可能性があります。
◆氏名を変更した	◇申請内容変更届出書
2・3号認定のみ	
変更の内容	必要な提出書類
◆就労先および就労時間等に変更があった	◇教育・保育給付認定変更申請書 変更後の就労証明書または就労等申立書 ※変更後の就労状況で、保育必要量等に変更が生じる場合は、原則、提出の翌月以降から変更されます。 ※就労証明書を事業主に無断で作成、改変を行ったときは、申請内容に虚偽があるものとして、保育所等の入所が取り消しとなります。
◆就労先を退職した	◇特定教育・保育施設等退所届 ※退職した月の月末で保育所等は退所となります。ただし、退職した月のうちに次の就労先で就労を開始する場合は、継続して保育施設を利用することができます。
◆産前産後休暇に入るとき	◇教育・保育給付認定変更申請書 疾病・出産等申立書 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる箇所） 出産日報告書（出産後）
◆育児休業に入るとき	◇特定教育・保育施設等退所届 または ◇教育・保育給付認定変更申請書 育児休業に係る保育継続申込書 育児休業期間を証明する書類 ※育児休業中は、家庭において保育をすることができる状態にあることから、原則、退所となりますが、児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続利用を認めます。 ※3歳未満児は、育児休業期間が1年以内の場合に限り、継続利用を認めます。 ※「妊娠・出産」を事由として入所を開始した児童については、育児休業中の継続利用は認めません。
◆出産後8週間以内に父が育児休業を取得するとき	◇教育・保育給付認定変更申請書 育児休業期間を証明する書類 ※産後休暇中における父の育児休業については、期間が出産後8週以内と限られていることから、保育所の継続利用を認めています。
◆父母が同時期に育児休業を取得するとき	◇特定教育・保育施設等退所届 ※父母が同時期に育児休業を取得する場合においては、①保育施設での保育の必要性が認められない②希望した保育所に入所できない状況にある児童との公平性③育児休業制度の趣旨④育児復帰後の保育所入所の際に利用調整において配慮していることから、保育所の継続利用については認めていません。
◆育児休業が終了し仕事に復帰するとき	◇教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書

◆ 2号認定に変更したい場合の手続きについて（1号認定の方のみ）

2号認定への変更を希望する月の前々月の末日までに、こども保育課または各行政サービスセンター地域福祉課で申請する必要があります。（例：6月変更希望→4月末日締切）

※末日が土・日・祝日の場合、締切が繰り上がりますので、ご注意ください。

※次年度4月に2号認定への変更を希望している場合、申請締切が異なります。詳細が決まり次第、皆様にご案内いたします。

申請に必要なもの	保育ができない証明書	
教育・保育給付認定申請書	●家庭外での就労または就労予定 *育児休業明け、産後休業明けの場合は、職場復帰される月からの入所になります。	就労証明書 *事業主が記入 *就労証明書を事業主に無断で作成、改変を行ったときは、申請内容に虚偽があるものとして、保育所等の入所が取り消しとなります。
保育ができない証明書	●自営業、農業、内職など *法人組織（株式会社、有限会社など）の場合は、就労証明書を提出してください。	就労等申立書 *就労者自身が記入
申請されるお子さんの母子健康手帳	●妊娠・出産 *出産予定月の2か月前より、出産日から8週を経過する日の翌日の属する月の月末まで入所が可能です。（多胎の場合は、出産予定月の3か月前から入所が可能です。）	①疾病・出産等申立書 ②母子健康手帳の写し （表紙と分娩予定日が確認できる箇所）
申請者の本人確認資料	●疾病・障害 *入院や治療期間など、疾病の程度によって入所期間が限定となる場合があります。 *障害者手帳（身体障害は1～4級）をお持ちの方は、障害者手帳の写しを診断書の代わりにすることができます。	①疾病・出産等申立書 ②診断書（指定様式）または障害者手帳の写し
申請者の個人番号確認資料	●介護・看護 *同居（長期入院等を含む）の親族の介護・看護に限りです。 *要介護度2～5の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写しを診断書の代わりにすることができます。	①介護等申立書 ②診断書（指定様式）または介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し
	●求職活動・起業準備 *入所日から3か月以内に就労されない場合は、退所となります。	求職活動等申立書
	●就学（職業訓練含む） *保護者の卒業・修了予定月までの入所となります。	①在学証明書または学生証の写し ②就学の期間・日数・時間がわかるもの（カリキュラム等）

◆ 転所したい場合の手続きについて（2・3号認定の方のみ）

転所を希望する月の前々月の末日までに、「転所希望届出書」を提出してください。（例：6月転所希望→4月末日締切）

※末日が土・日・祝日の場合、締切が繰り上がりますので、ご注意ください。

※次年度4月に転所を希望している場合、申請締切が異なります。詳細が決まり次第、皆様にご案内いたします。

※転所が決定した場合は、辞退（元の保育所等に戻ることはできません）

元の保育所等に戻りたい場合は、改めて転所希望届出書の提出が必要です。

※育児休業中で継続入所している場合は、転所申請をすることができません。

※妊娠・出産中に転所した場合は、育児休業による入所の継続はできません。

◆ 1号認定に変更したい場合の手続きについて（2・3号認定の方のみ）

入所を希望する施設にご確認ください。

お問い合わせ		
富山地域	こども家庭部こども保育課	076-443-2165
大沢野・細入地域	大沢野行政サービスセンター地域福祉課	076-467-5830
大山地域	大山行政サービスセンター地域福祉課	076-483-1214
八尾地域	八尾行政サービスセンター地域福祉課	076-455-2461
婦中・山田地域	婦中行政サービスセンター地域福祉課	076-465-2114